

○防衛省告示第二十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和五年一月二十七日次のとおり決定された。

令和五年二月一日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇七〇	車力通信所	つがる市	国有	建物・約一二〇平方メートル	

令和四年十二月十二日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物…約三、四〇〇平方メートル 工作物…水道等 管理棟として追加提供する。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	工作物…囲障等 ユートイリテイとして追加提供する。
三〇一三	横田飛行場	立川市、福生市、武蔵村山市	国有	建物…約四四〇平方メートル 工作物…水道等 ユートイリテイ等として追加提供する。
三二八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	国有	建物…約四、三〇〇平方メートル 工作物…鋪床等 訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和五年二月二十一日及び同

月二十二日

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二五 健軍駐屯地

熊本県菊池郡菊陽町 国有

土地…約五二、〇〇〇平方メートル

、熊本県上益城郡益

建物…約九、五〇〇平方メートル

城町 国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年二月十日から同年三月十四

日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開と撤収のため
の追加期間

陸上自衛隊高遊原分屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。